

岡崎市岡崎産再エネ電気使用報償制度事務取扱要領

令和8年4月1日施行

岡崎市岡崎産再エネ電気使用報償制度要綱（以下「要綱」という。）に基づく報償金交付に関する事務について、必要な事項を次のとおり定める。

（交付申請書）

第1条 要綱第6条第1項に規定する申請書は、様式第1号により行うものとする。

（交付決定兼額の確定通知書等）

第2条 要綱第7条第1項に規定する通知は、様式第2号により行うものとする。
2 要綱第7条第2項に規定する通知は、様式第3号により行うものとする。

（請求書）

第3条 要綱第8条第1項に規定する請求書は、様式第4号に定めるところによる。